

福津市地域包括支援センターの業務評価シート

1. 地域包括支援センターの体制・組織運営	≪評価の目安≫ 3・・・できている 2・・・取組中 1・・・できていない
-----------------------	--------------------------------------

資料3

1.1 地域包括支援センターの設置目的と基本的機能の周知、年度計画

チェック項目		評価	地域包括支援センター自己評価	評価	市評価
①地域包括支援センターの設置目的と基本的機能を、センター長、センターの職員、関係機関及び地域住民が理解している					
1	地域包括支援センターの設置目的(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)を、センターの職員が理解している。	3	入職時に設置目的の説明と地域包括支援センターマニュアルからセンター長が説明後に業務を行っている。	2	センターの設置目的については入社時にしっかりと説明している。職員の理解度について、入社時以降も定期的に確認する機会を持ち、不足している場合はフォローをするなどの体制を整えている。また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、感染症予防の対策を行いながら、職員が各地域へ出て、関係機関や地域住民との顔の見える関係性づくりに取り組んでいる。地域差はその解消に継続して努めること。消防署とは、引き続き協力体制の構築を図ること。
2	地域包括支援センターの設置目的と基本的機能 ①共通の支援基盤構築、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援、⑤第1号介護予防支援事業)、及びその活動について、関係機関の理解が深まるように働きかけている。	2	地域包括支援センターの設置目的については、警察・医療機関・民生委員・介護保険サービス事業所などに説明や事例を通して働きかけを行った。地域に向けては、包括センターチラシや「包括センターだより」を活用し説明を行っている。		
3	地域包括支援センターの設置目的と基本的機能及びその活動について、地域住民の理解が得られるよう体系的・計画的に取り組んでいる。	3	中学校区ごとに担当職員を配置し、関係性づくりも含めて地域への出前講座を行った。民生委員会・郷づくり推進協議会との連携を行っている。		
②地域包括支援センターの年度計画が明確である					
4	市が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定している。	3	市の運営方針に沿って、市と協議を行い事業計画を策定している。	3	包括センター自己評価のとおり。
5	年度計画の達成について、評価を行っている。	3	半期ごとに事業の進捗状況の確認を行い、年間評価を年度末に行っている。		

1.2 組織の運営・人事

①責任者の役割が明確である					
6	センター長の管理者としての責務を具体的に明文化している。	3	明文化している。	2	提出文書について誤字や会計ミス等の誤りがあった。より一層の決裁区分に基づくチェック体制を機能させ、根拠書類と照らし合わせる等、報告文書や収支報告の不備等がなくなるよう努めること。
7	センター長より上の職位の者がセンター長の役割を理解し、その役割が果たせるように支援をしている。	3	介護事業部部長・包括センター参事の支援を受けている。		
8	事務執行における権限と責任の所在を明らかにし、事務の能率を上げるため、事務及び会計の決裁に関して必要な事項を定めている。	3	文書決裁者を明確にし、一覧表を作成し、職員間で共有を行っている。		
②業務全体を3職種が協働して「チーム」として支えていく体制が確立されている					
9	センター職員が、各々の専門・担当以外の業務の趣旨、内容、進め方について理解し、地域包括支援センターに寄せられる相談をワンストップで受け止めることができる。	3	各専門職以外の専門業務について理解するためと担当地区以外のケースの理解の為にケース報告、事例検討会を実施している。	3	毎日ケース報告や事例検討を行っており、3職種が協働する体制が整えられている。センター職員が入れ替わった際のフォローをはじめ、職員全体のスキルの底上げや平準化に向けた取り組みを今後も継続すること。
10	地域包括支援センターとして抱えている事例や対処方法について相互に報告し合い、3職種が協働して「チーム」として検討している。	3	毎日のケース報告と担当者が支援に悩んでいるケースはホワイトボードを使用し三職種で支援の検討を行っている。		

③効率的に組織が運営されている					
11	行うべき業務(①総合相談・支援業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、④第1号介護予防ケアマネジメント業務、⑤指定介護予防支援業務)を一部の業務に集中することなく、バランスよく行うことができる。	3	事業計画に基づいて業務を行っており、業務管理はセンター長が行っている。緊急時の対応が行えるように、BCPの策定を行っている。	2	センター長が個々のスケジュールを把握し、必要に応じて、特定の職員に業務が偏らないように業務分担を調整している。介護人材の不足で職員の補充が難しい状況ではあるが、退職や育児休業等で欠員が生じた際には、速やかに代替職員の補充を行おうとする姿勢が伺える。
12	一部の職員に業務が集中することなく、職員一人当たりの業務量が調整できている。	3	職員の専門性、業務の状況を見ながら担当ケースを決めて、調整を行っている。		
13	地域の特性を3職種それぞれの職種間で共有し、活かすことができる。	3	地区ごとに、担当の三職種で情報交換を行い、情報の共有を行っている。		
14	地域包括支援センター開設時間外においても、緊急時に連絡をとれるような緊急連絡体制を整えている。	3	時間外は、職員が交代で携帯電話を所持し緊急連絡の整備と緊急時の対応ができるようにしている。		
④センター職員の教育・研修が行われている					
15	管理者に対して、スーパービジョン等(コンサルテーションやコーチング等も含む)の職員育成が行われている。	3	主任介護支援専門員更新研修に参加し、スーパービジョンの研修を受けて実践できるようにしている。	3	法人において計画的に研修が受講できる体制がとられている。また、センター長を補佐する者や後継者の育成として、センター長以外の職員が自立支援型地域ケア会議でコーディネーターを行ったり、センター長の出席する会議に参加したりしている。
16	職員が専門知識(専門技術、価値等を含む)を習得できるよう、各職員のこれまでの経歴や研修受講状況を勘案し、職員一人ひとりの研修計画(育成計画)を作成している。	3	職種・経歴・研修履歴と各個人ごとに年度目標を確認、センター長と面談後、年度計画を立案している。		
17	地域包括支援センターが所属する法人は、地域包括支援センターの職員の人材育成を可能にする体制整備を行っている	3	各個人の専門性に合わせて外部研修会に参加している。		
⑤個人情報の共有や活用及び管理体制が確立している					
18	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアルを整備している。	3	市の方針に従って、包括センターの個人情報保護マニュアルを作成している。	3	個人情報保護については、市の方針に沿って、包括センターが作成したマニュアルによって、管理されている。
19	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	3	対応マニュアルを作成し、全員で共有している。		
20	個人情報について、情報管理の担当者を設けており、地域包括支援センター全体の個人情報(紙媒体、電子媒体等)の保管場所(どこに何があるか)について把握している。	3	センター長を情報管理の管理者として個人情報の保護を徹底し、保管場所を決めて管理している。		
21	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	3	持ち出しファイルの管理簿を作成し毎日終礼で返却の確認を行っている。		

2. 地域包括支援センターの業務

2.1 総合相談支援業務

①地域の社会資源（サービス提供機関や専門相談機関）やニーズを把握し、改善・開発している					
1	地域のフォーマルな社会資源の情報を、定期的に、あるいは随時更新し、正確かつ最新の状態に保つよう努力している。	3	年1回市と連携して福津市の地域資源の冊子の見直しを実施。包括センター内の資料は随時変更を行っている。	3	包括センター自己評価のとおり。地域資源と郷づくり毎の地域特性及び相談ケースの特性を数値で把握できており、適時課題の報告もある。総合相談データを基に郷づくり毎の特色や課題の分析を行っており、その結果を踏まえた郷づくり毎の重点的取り組み事項の検討等にも取り組んでいた。また、むーみんネットと協力して、入退院支援に関する研修会を開催できた。入退院支援に関わる職種の方々の関係性作り、相互理解に寄与した。
2	地域のインフォーマルな社会資源の情報を、定期的に、あるいは随時更新し、正確かつ最新の状態に保つよう努力している。	3	年1回市と連携して福津市の地域資源の冊子の見直しを実施。包括センター内の資料は随時変更を行っている。		
3	市全体及び郷づくり圏域ごとの状況（人口、年齢構成、高齢化率、認定者数、認定率等）を数値で把握している。	3	郷づくり毎の地域特性(人口、年齢構成、高齢化率、認定者数、認定率等)を数値で把握している。		
4	総合相談支援業務や相談窓口等で得た情報を、男女・年代等による特徴やその地域における高齢者の状態像にどのような傾向がみられるのか探る視点でデータを分析している。	3	年度毎の相談ケースを性別、年代、相談者、相談内容などで分析を行っている。		
5	総合相談支援業務や相談窓口等で得た情報を在宅医療連携拠点事業室(むーみんネット)と共有し、共に地域の課題解決に取り組んでいる。	3	包括センターで感じた課題解決の為、むーみんネットに相談し研修会の企画と協力を行った。		
6	総合相談支援業務や相談窓口等で得た情報を認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームと共有し、共に地域の課題解決に取り組んでいる。	3	相談や包括センターが得た情報は、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームと共有し、課題解決も共同で取り組んでいる。		
7	総合相談支援業務や相談窓口等で得た情報を生活支援コーディネーターと共有し、共に地域の課題解決に取り組んでいる。	2	生活支援コーディネーターと地域の課題解決に取り組むために、連絡会等の会議に参加しているが具体的な課題の解決に至っていない。		
②市内の地域住民の実態を把握し、課題を分析している					
8	郷づくり圏域ごとに地域住民が抱えている課題について分析し、地域住民と共に理解を深めるための取組を行っている。	2	地区担当職員が、関わりの中から地域課題を見つけているが、地域住民と理解を深める為の取り組みには至っていない。	2	総合相談データを基に地域分析を行い、郷づくり毎の実態や課題の把握に繋げている。また、分析結果を踏まえた郷づくり毎の重点的取り組み事項の検討等にも取り組んでいた。今後は更に内容を深めてほしい。地域ケア推進会議では、課題や解決策の積極的な提案があり、自立支援型地域ケア会議の運営について改善を図った。
9	把握した課題を地域ケア推進会議等で広く関係機関と共有している。	3	課題は、地域ケア推進会議等(年4回)での共有や、随時市と共有を行っている。		
③地域住民からの相談に幅広く対応している					
10	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を、市町村や他分野の相談機関と協議しつつ対応している。	3	年間を通じてケースに応じて、必要な部署との連携を行っている。	2	8050問題や生活困窮世帯、65歳問題(障がいサービス)で、常に福祉課と連携している。サービスや地域につないだ後でも、必要があれば職員が関わることができる体制を整えている。子育て世代との連携については、ヤングケアラーを課題とする問題について等、より一層の連携に取り組むこと。今後も地域住民からの相談に幅広く対応できるよう、関係機関との連携に継続して取り組むこと。
11	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯の世帯数・人数及び内容を把握するようにしている。	2	複合的な課題を持つ世帯の支援を行う時は、担当部署と連携を行っているが、複合的な課題をもつ世帯数などの把握はできていない。		
12	専門機関や制度、サービス等につないだ後、相談者又は当事者(高齢者本人)、及びつないだ先からの情報を定期的に収集している。	3	サービスにつないだ後、継続して利用でき、困りごとがないことを確認して対応の終了を行っている。		
④地域包括支援ネットワークを構築し、共通的支援基盤の整備に取り組んでいる					
13	地域包括支援センター全体の業務遂行の際に、現時点で連携が不足している関係機関及び地域団体等に働きかけている。	2	警察との連携は密に行っているが、消防署との連携は十分にできていない。	2	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、活動の幅が広がったことが伺える。今後もケースで対応する機会以外での地域団体等へのアプローチを続けて欲しい。

2.2 第1号介護予防支援事業

①効果的な介護予防ケアマネジメントを実施するために工夫をしている						
1	介護予防・日常生活支援総合事業について市民に説明することができている。	3	地域住民に説明できるように、内部で共有を行っている。	2		包括センター自己評価のとおり。担当者会議の際にケアプランの目標を参加者全員で共有するとともに、モニタリングの際に進捗状況の確認を行うことで、本人や家族が目標を認識し、健康増進や介護予防に取り組むことができるように働きかけている。介護予防・日常生活支援総合事業については、市民に十分な理解が得られるように努めること。また、医療機関やケアマネジャーへの働きかけは、市と包括センターで連携して取り組んでいきたい。
2	介護予防・日常生活支援総合事業について医療機関やサービス事業所に理解を得るための取り組みをしている。	2	プラン作成時、医療機関への連携と自立支援型地域ケア会議を通して事業所に理解を得ている。介護保険サービス事業所の理解が十分ではないため、今後の課題とする。			
3	介護予防ケアプランを作成する上で、NPO やボランティアによるものも含め、地域でどのような介護予防に関する活動が実施されているのか把握している。	3	福津市の地域資源の冊子は、年度毎に更新を行い内部で共有している。マネジメント担当者がわからないときは、地区の三職種に確認を行なっている。			
4	介護予防ケアマネジメントにおいて、必要な場合は医療機関と連携している。	3	必要時医療機関と連携を行っている。			
5	高齢者自身が健康増進や介護予防について意識を持ち、自ら介護予防・健康の維持・増進に向けた取組を行えるように働きかけている。	3	利用前契約時に説明。サービスを終了するときにもセルフケアの説明や介護予防手帳の活用を行っている。地域住民に対して、簡易版の介護予防手帳を作成、配布し介護予防の意識付けを行っている。			
②プログラム終了後の事業対象者の「介護予防」の活動を支える体制を整えている						
7	短期集中型サービスのプログラム終了後、事業対象者が地域で「介護予防」の活動を実践していけるように支援している。	3	短期集中サービス終了時に、元の生活にもどることができ、継続して活動が行えるように支援を行っている。	3		短期集中サービス終了時に、事業対象者がその後も継続して介護予防が行えるよう支援を行っている。

2.3権利擁護業務

①高齢者虐待や権利擁護の対応の仕組みが確立している						
1	高齢者虐待や権利擁護の対応が必要なケースを早期発見・早期対応できるよう、様々なネットワークを通じて働きかけを行っている。	3	虐待や権利擁護の研修会の実施を行った。また、包括センターたよりで権利擁護の掲載を行い、サロンや出前講座などで地域住民に配布を行った。	3		高齢者への虐待対応は、マニュアル・方針に沿って適切に対応できており、情報・判断を市と共有しながら、早期の対応につなげている。民生委員の研修会や地域への講座などを実施し、広く啓発や学習の機会を得られるよう努力していた。市民向けに年2回発行する包括センターだよりに、権利擁護について掲載し虐待の早期発見のためのネットワークづくりについても取り組んでいた。成年後見制度については、市、認知症地域支援推進員と協働で研修会を開催した。
2	高齢者虐待の対応マニュアル・方針について、市担当者とセンターで共有している。	3	マニュアル・方針は市と共有している。			
3	高齢者虐待対応について、情報・判断・方針等を市担当者と共有できる仕組み(帳票やツール等)があり、それを活用している。	3	コアメンバー会議では、専用の帳票とホワイトボードを使用し、対応について市担当者と共有している。			
4	老人福祉法上のやむを得ない事由による措置、高齢者虐待防止法上の面会制限及び立入調査、成年後見制度の首長申立てについて、自治体の対応が必要なケースが生じた場合の、具体的手順を定めている。	3	やむを得ない事由による措置時の包括内マニュアルを作成している。市長申立マニュアルは市と共有している。			
②高齢者虐待対応を適切に行っている						
5	高齢者虐待の予防・防止・早期発見に向けて、啓発のための取組を行っている。	3	2月16日虐待の研修会を実施した。包括センターのチラシに気づきのサインを記載し啓発を行っている。	3		包括が中心となってケース会議を開催しており、早期対応と支援に繋がられている。職員が積極的に虐待研修に参加しており、知識を深めることができている。
6	連携の必要な関係機関との会議(個別ケース会議等)を開催して支援内容を決定している。	3	包括センター主催で、虐待対応ケース会議を必要なケースは開催を行っている。			
7	関係機関が適切な役割分担で虐待ケースに関与できるように、地域包括支援センターがキー機関としてコーディネートしている。	3	包括センター主催で、虐待対応ケース会議を実施している。			
③成年後見制度の活用を促進している						
8	成年後見制度を普及させるための取組を行っている。	3	市と協働で消費者被害と成年後見制度についての研修会を民生委員、介護支援専門員向けに8月16日、8月22日実施した。	3		市、認知症地域支援推進員と協働して、成年後見研修を開催し、成年後見制度の利用促進を念頭に支援活動に取り組んでいた。成年後見制度の啓発についても継続して取り組んでいる。
9	高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度を利用する必要があるかどうかを判断している。	3	社会福祉士が対応していないケースでも、昼礼、終礼や内部検討会で判断している。			

④消費者被害の防止に対応している					
10	地域における消費者被害に関する情報を把握している。	3	定期的に消費生活相談と連携し、情報の把握を行っている。ふっけいメール、あんあんメールの情報を把握し、民生委員、居宅介護支援事業所に発信している。	3	消費生活相談に定期的に連絡する等して、市内各地域の情報を集約し、関係者へ情報提供している。そして、地域や警察等と連携した見守り体制の整備を進めている。また、地域での講座や民生委員の研修会を通じて啓発活動に取り組んでいた。
11	消費者問題や消費者被害に関する情報を、地域の民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に提供し、これらの関係機関が高齢者やその家族に伝達するよう働きかけている。	3	包括センターが把握した情報については、市内居宅介護支援事業所、希望の民生委員へ情報提供している。		
12	消費者被害の事例を把握した場合は、市や関係機関(消費者センターや警察等)に提供している。	3	把握した情報は、市や消費者センターに報告している。		
13	消費者被害に再びあう可能性の高い高齢者について、再発防止のための見守り体制を構築している。	2	該当ケースがあった時は、消費生活相談と協力して再発防止に取り組み、実際に効果が見られたが、対応ケースは少ない為、今後も啓発を行い対応していく。		
14	消費者被害の被害拡大防止のための地域への情報提供と予防の強化を行っている。	3	出前講座や研修、見守り協議会、民生委員ブロック会議などを活用し情報提供を行った。ふっけいメール等で必要な情報は、居宅介護支援事業所、希望の民生委員にfaxで情報提供を行った		

2.4包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を構築している。					
1	介護支援専門員が他機関、多職種との連携を円滑に行えるような体制づくりに取り組んでいる。	3	必要時、地域ケア個別会議を開催し介護支援専門員が多職種と連携が取れる体制をとっている。自立支援型地域ケア会議で必要時地域ケア個別会議の提案を行っている。	3	包括センター自己評価のとおり。自立支援型地域ケア会議から、地域ケア個別会議につながったケースもあった。包括センターは、ふくふくネットワーク、主任ケアマネ会、施設ケアマネ会の事務局としてサポートを行っている。今後も市全体のケアマネジメント向上に取り組んでほしい。
2	介護支援専門員がインフォーマルサービス（地域の助け合い、ボランティア活動、NPO等によるサービス等）と連携できる体制を構築している。	3	福津市の地域資源冊子の更新を年度初めに実施し、介護支援専門員が活用できるように周知している。自立支援型地域ケア会議での情報提供時は、インフォーマルサービスとのつながりができる様に支援をしている。		
3	市内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を把握し、連携を図っている。	3	主任介護支援専門員の把握を行っている。主任ケアマネ会で顔の見える関係を作り連携が取れるようにしている。R5年度はBCP作成をテーマに主任ケアマネ会を年3回実施している。		
4	主任介護支援専門員と地域包括支援センターが共に協力して、介護支援専門員を継続的に支援する体制を整えている。	3	ふくふくネットワークを年6回実施し、そのうち事例検討を3回行った。主任ケアマネ会を事例検討会終了後に実施した。施設ケアマネ会を4回実施。包括センターは、ふくふくネットワーク、施設ケアマネ会の事務局として協力を行った。		
5	地域における主任介護支援専門員の役割や位置づけを介護支援専門員に発信・共有している。	2	主任介護支援専門員として行う事は、主任ケアマネ会で話し合い、R5年度はBCP作成をテーマに検討を行ったが、地域への発信はできていないため、今後の課題とする。		
6	市内のケアマネジメントに関する相談内容から、ケアマネジメントが不十分となる要因を分析し、保険者としてのサービス提供体制の整備や社会資源の開発等の具体策を提案している。	2	相談内容や自立支援型地域ケア会議の課題から要因分析を行い、課題を抽出し市と共有を行っているが具体策の検討には至っていない。		
②介護支援専門員に対する支援を行っている					
7	市内の介護支援専門員の状況（抱えている悩みや課題・ケアプランの現状等）を把握している。	3	ふくふくネットワークの開催時に、アンケートを実施し市内のケアマネの状況を把握している。	3	ふくふくネットワークで事例検討会等を定期的に行い、ケアマネジャーの支援に当たっている。今後も、アンケートで集約した意見を分析し、ケアマネジャーが必要としている支援に繋げてほしい。
8	地域の介護支援専門員全体の質の向上のため、研修や事例検討会を開催している。	3	ふくふくネットワークで事例検討会を年3回開催した。		
9	介護支援専門員同士のネットワークを構築している。	3	ふくふくネットワークと施設ケアマネ会でケアマネ同士のネットワークを構築し事務局として支援を行っている。		

③地域ケア会議を活用している					
10	地域ケア会議等（自立支援型地域包括ケア会議・地域ケア個別会議等）を開催している。	2	市と協働で、自立支援型地域ケア会議を開催している。地域ケア個別会議はケースにより開催を行っている。ケアマネからの依頼が少ない為、ふくふくネットワークでの案内や自立支援型地域ケア会議で案内を行っている。	3	高齢者のQOL改善を目的とする自立支援型地域ケア会議は、感染対策を行いながら年20回、対応が困難な事例を扱う地域ケア個別会議についても、年2回開催することができた。また、助言者及びケアマネジャーを対象にアンケートを実施し、頂いた意見等をもとに会議の運営方法の見直しを行っている。地域ケア会議や日々の業務の中から挙げた地域課題を市へ適宜報告し、地域ケア推進会議等で解決策の提言を積極的に行っている。
11	個別ケースの検討から地域課題を抽出し、市へ報告している。	3	自立支援型地域ケア会議、地域ケア個別会議や相談対応で挙げた課題は、毎月報告を行っている。		
12	地域課題の解決策を検討し、地域づくり、資源開発、政策形成等の提言をしている。	2	自立型地域ケア会議、通所型サービスC、総合相談から地域課題の検討を行い課題は市に報告を行っている。地域ケア推進会議に参加し、市と合同で地域課題の解決の検討を行っているが解決には至っていない。		
④認知症高齢者を地域で支えるネットワークを構築している					
13	認知症高齢者やその家族の相談窓口を設置している。	3	パンフレットやシール、出前講座などで相談窓口を市民に周知を行っている。	3	認知症地域推進員と協力して認知症の普及啓発に取り組んでいる。また、県の若年性認知症サポートセンターの協力を得て、積極的に知識を習得し、認知症の人とその家族を地域で支えるための仕組みづくりについて研修会を開催するなど、支援体制の強化に取り組んでいた。福津市版「希望をかなえるヘルプカード」と「説明のリーフレット」を作成し、地域を回って説明を実施していた。
14	家族や介護者の情報交換・交流ができる場を設けている。	2	認知症地域支援推進員と協働で、家族介護教室(年2回)の開催を行った。認知症カフェを増やすために、地域にカフェの説明を行っているが開設には至っていない。一体的支援プログラムを4月5日に開催したが、参加者の体調不良でその後開催されていない。今後の課題とする。		
15	介護支援専門員の認知症支援に関する対応力向上に向けた事例検討会等を開催している。	3	自立支援型地域ケア会議に認知症地域支援推進員が毎回参加し認知症に関する支援の助言を行った。認知症地域支援推進員と共同で認知症勉強会を企画した。		
16	認知症予防講演会、認知症サポーター養成講座等を実施している。	3	包括センター主催の認知症サポーター養成講座を年6回開催した。内1回を若年性認知症サポーター養成講座とした。また、地域へ認知症予防の出前講座を行った。		
17	講座終了後、認知症サポーター等が地域で活動できる体制を構築している。	2	ボランティア希望の人に対して、ボランティアミーティングを開催し、参加者が活動できる範囲や活動できる内容を確認したが、体制の構築までは至っていない。次年度実施予定とする。		
18	認知症地域支援推進員と地域の関係者などの連携を促し、認知症高齢者や家族を支援する体制を整えている。	3	地域ケア個別会議を通して、認知症高齢者や家族を支援する体制を整えた。チームオレンジの研修会を実施した。認知症の人を支える体制づくりを行っている。		
19	認知症ケアに携わる多職種協働のための研修に参加している。	3	研修会に参加し、他の地域の取り組みの情報収集を行った。		
20	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	3	初期集中支援チームと新規、継続支援者ともに共有を行っている。		

地域包括支援センター 自己評価合計	市 評価合計
209／222	56／63